

## 令和4年第4回羅臼町議会定例会（第2号）

令和4年12月14日（水曜日）午前10時開議

### ○議事日程

- 日程第 1 認定第 1号 令和3年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 認定第 2号 令和3年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 認定第 3号 令和3年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第 4号 令和3年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第 5号 令和3年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 6号 令和3年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算認定について  
羅臼町各会計決算特別委員会委員長報告
- 日程第 7 議案第69号 羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 8 議案第70号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 9 議案第59号 令和4年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算の訂正について
- 日程第10 議案第59号 令和4年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算
- 日程第11 議案第60号 令和4年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 日程第12 議案第61号 令和4年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算
- 日程第13 議案第62号 令和4年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 日程第14 議案第63号 令和4年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算
- 日程第15 議案第64号 令和4年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算
- 日程第16 議案第65号 羅臼町議会議員及び羅臼町長の選挙における選挙運動の公

		費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第17	議案第66号	羅臼町個人情報の保護に関する法律施行条例制定について
日程第18	議案第67号	羅臼町情報公開・個人情報保護審査会条例制定について
日程第19	議案第68号	羅臼町情報公開条例の一部を改正する条例制定について
日程第20	議案第71号	羅臼町企業版ふるさと納税基金条例制定について
日程第21	発議第4号	羅臼町議会の個人情報の保護に関する条例制定について
日程第22	発議第5号	朝鮮民主主義人民共和国のミサイル発射に抗議する決議
日程第23		各委員会閉会中の所管事務調査の件

○出席議員（8名）

議長	10番	佐藤 晶 君	副議長	9番	小野 哲也 君
	1番	加藤 勉 君		2番	田中 良 君
	3番	高島 讓二 君		5番	坂本 志郎 君
	6番	松原 臣 君		8番	鹿又 政義 君

○欠席議員（1名）

7番 村山 修一 君

○地方自治法第121条により説明のため出席した者

町 長	湊屋 稔 君	副 町 長	川 端 達也 君
教 育 長	石 崎 佳典 君	監 査 委 員	松 田 眞佐都 君
企画振興課長	八 幡 雅人 君	総 務 課 長	本 見 泰 敬 君
税務財政課長	対 馬 憲仁 君	税務担当課長	飯 島 東 君
環境生活課長	長 岡 紀文 君	保健福祉課長	福 田 一 輝 君
保健・国保担当課長	洲 崎 久代 君	産業創生課長	大 沼 良 司 君
まちづくり担当課長	湊 慶 介 君	建設水道課長	佐 野 健二 君
学 務 課 長	平 田 充 君	社会教育課長	野 田 泰 寿 君
会 計 管 理 者	鹿 又 明 仁 君		

○職務のため議場に参加した者

議会事務局長	松 崎 博 幸 君	議会事務局次長	堺 勝 敏 君
--------	-----------	---------	---------

---

午前10時00分 開議

---

◎開 議 宣 告

---

○議長（佐藤 晶君） おはようございます。

ただいまの出席議員は8人です。定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、会議中における議場内でのマスク着用並びに出入口3か所を開放といたします。ただし、発言時においては、一定の距離を確保した上でマスクを外すことも許します。

---

- ◎日程第1 認定第1号 令和3年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算認定について
  - ◎日程第2 認定第2号 令和3年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
  - ◎日程第3 認定第3号 令和3年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
  - ◎日程第4 認定第4号 令和3年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
  - ◎日程第5 認定第5号 令和3年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
  - ◎日程第6 認定第6号 令和3年度羅臼町水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 

○議長（佐藤 晶君） 日程第1 認定第1号令和3年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第6 認定第6号令和3年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算認定についてまでの6件を一括議題といたします。

本件については、委員長の報告を求めます。

羅臼町各会計決算特別委員会委員長、田中良君。

○2番（田中 良君） 羅臼町各会計特別委員会審査報告書。

令和4年9月14日に開会された第3回定例会において、本特別委員会に付託されました令和3年度目梨郡羅臼町各会計決算認定6件につきまして、審査を実施しましたので、その経過及び結果を次のとおり御報告いたします。

1、付託事件。

認定第1号令和3年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算、1件。

認定第2号から認定第5号令和3年度目梨郡羅臼町特別会計歳入歳出決算、4件。

認定第6号令和3年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算、1件。

## 2、審査の経過。

本特別委員会は、さきの9月定例会で設置され、同時に付託された決算認定6議案について、閉会中の10月4日及び18日、19日、11月10日の4日間にわたり、慎重な審査を行ってまいりました。

本議案の審査に当たりましては、予算の執行がその目的に沿い、また、関係法令の規定に準拠し、適正かつ効率的に行われたかどうかを念頭に置きながら、慎重に審査を進めたところであります。

このため、本委員会は、最少の経費で最大の効果を上げるという行政運営の基本に沿った上で、各会計に令和3年度予算の主要な施策がいかに行われたか、それが住民のためになっていたのかを重視しました。

そして、この審査を新年度予算に生かしていくことが重要と考え、本委員会は、審査過程の中で論議のありました下記事項4点を、総括質疑において町長の考えを聞き、最終意見を取りまとめ、審査を終了しました。

記。

総括質疑事項。

1、体育館の管理、運営、委託について。

2、体育施設の管理、運営について。

3、水道事業将来計画について。

4、道の駅の整備について。

各会計審査結果。

認定第1号令和3年度目梨郡羅臼町一般会計。

本会計は、適正に執行されたことを認めました。

いまだに回復の兆しが見えない危機的な漁業不振や人口減少、さらには新型コロナウイルス感染症による観光業、飲食業等への影響により、町税をはじめとする歳入の確保が見込めない極めて深刻な財政環境にありながらも、基金からの繰入れを抑制しつつ、減債基金、公共施設整備基金等への積立てを実施し、昨年以上の実質収支を確保することができたことは、後年度へ十分配慮した決算となりました。

一方で、基金残高の推移はここ数年連続で増加し、特別会計の基金も含めると、令和3年度末現在、19基金の合計で42億3,680万円となっています。

災害対策など基金残高確保に向けた取組は必要であります。基金の積立て目標額及び活用計画を明確にし、それぞれバランスを取りながら、引き続き健全な財政運営の維持に向けて最大限の努力を求めます。

また、自主財源である町税の収入額は減となりましたが、合計の収納率は前年度の水準

を維持しており、漁業不振が続く状況下で現年分の収納率を向上できたことは努力の結果であります。今後においても、新たな滞納の抑制に努めるとともに、町営住宅使用料など、町が有する全ての債権についても、羅臼町債権管理条例に基づいた収納対策及びさらなる滞納額の圧縮、強化を求めます。

なお、当年度分においても多額の不用額が見受けられることから、不用額については要因分析を的確に行い、補正予算において精算されることを求めます。その上で、今後における予算精度の向上を図ることを望みます。

認定第2号令和3年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計。

本会計は、適正に執行されたことを認めました。

国保税の収入額は減となりましたが、収納率は前年度の水準を維持しており、努力の結果が表れています。今後も徴収担当課連携の下、収納対策に万全を期し、新たな滞納の抑制に努めるとともに、滞納額の圧縮を求めます。

療養給付金なども前年度より抑えており、保健予防活動などによる一定の成果が表れてきています。今後も引き続き健康づくりや予防活動の充実、強化を図り、医療費の縮減につながる取組を望みます。

また、当年度においても多額の不用額が見受けられることから、できる限り大量の不用額が生じないように、補正予算において清算されるよう求めます。

認定第3号令和3年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計。

本会計は、適正に執行されたことを認めました。

当年度においても多額の収入未済額が発生していることから、縮減に向けた対策を講じるよう求めます。

認定第4号令和3年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計。

本会計は、適正に執行されたことを認めました。

認定第5号令和3年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計。

本会計は、適正に執行されたことを認めました。

認定第6号令和3年度目梨郡羅臼町水道事業会計。

本会計は、適正に執行されたことを認めましたが、今後の水道事業運営を考慮したとき、基幹産業である漁業不振や人口減少による収入減、当面続く多額の企業債償還金に加え、切迫している水道管の老朽化対策など、早期の水道ビジョンの策定及び住民説明、周知を求めるとともに、独立採算を念頭に事業経営の安定化に向けた資金計画、受益者の公平、公正の観点を踏まえた収納率の向上や、新たな滞納の抑制を努めるとともに、未収金対策についても、さらに徹底した措置を講ずることを望みます。

また、極めて深刻な状況にあっても、施設設備の維持、点検に十分配慮し、安全で安定した水道事業運営が行われるよう、より一層の努力を求めます。

以上、本委員会に付託されました各会計審査結果を申し上げましたが、当町の財政構造は依然として地方交付税の依存度が高く、硬直した財政状況が続いています。

こうした状況において、令和3年度決算に基づく財政健全化判断比率である実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率は、早期健全化基準並びに財政再生基準、経営健全化基準の基準値を全て下回ることができたことは、理事者、職員の努力の結果であります。

町税及び使用料等の歳入確保は、町政運営の根幹をなす最も重要な自主財源であり、いまだに回復の兆しが見えない基幹産業である漁業不振は極めて深刻な状況ではありますが、公平、公正の観点から納税秩序の維持に努め、町が有する全ての債権についても関係課連携の下、債権管理条例に基づき、収納対策及び収納整理に努められたい。

一方で、ふるさと納税事業に関しては、基金積立てはもとより、地域経済の活性化にも大いに寄与していることから、今後も寄附者にとって魅力ある返礼品の取組に期待するものであります。

総括質疑で申し上げました4点につきましては、意見を十分の検討の上、新年度予算へ反映していただきたいと考えます。

羅臼町を取り巻く環境は、全国的な動向と同様に、人口減少の影響に加え、基幹産業である漁業の不振、新型コロナウイルス感染症の影響による経済や社会活動への影響も懸念され、さらに難しい状況になるものと予想されます。中長期的な行財政運営に視点を置きながら、限られた財源の効率的かつ効果的な活用により、将来にわたり健全で安定した財政運営の推進について最大限の努力をされるよう求めます。

最後に、理事者、職員の皆様に対し、本決算審査の円滑な運営に御協力いただいたことにお礼を申し上げ、令和3年度目梨郡羅臼町各会計歳入歳出決算6件については、本委員会は、全員一致で認定すべきものと決定しましたので報告いたします。

令和4年12月14日、羅臼町各会計決算特別委員会委員長、田中良。

羅臼町議会議長、佐藤晶殿。

○議長（佐藤 晶君） 委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

この質疑については、会議規則第42条により、審査の経過と結果に対する疑義といたします。

これより質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、認定第1号から認定第6号までの6件を一括採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

この決算は、委員長の報告とおり、認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第1 認定第1号令和3年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第6 認定第6号令和3年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算認定についてまでの6件は、認定することに決定いたしました。

---

**◎日程第7 議案第69号 羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定について**

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第7 議案第69号羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定について審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、議案第69号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第69号羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第7 議案第69号羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

---

**◎日程第8 議案第70号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について**

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第8 議案第70号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、議案第70号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第70号職員の給与に関する条例の条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第8 議案第70号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制

定については、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第9 議案第59号 令和4年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算  
の訂正について

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第9 議案第59号令和4年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算の訂正について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（川端達也君） 議案第59号の令和4年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算の訂正につきまして、12月9日開会の本議会で上程させていただきました一般会計補正予算におきまして、一部訂正がございますので、御説明させていただきます。

議案の5ページになります。

本日配付した資料と比較しながら御覧いただきますようお願いいたします。

令和4年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

第2表、債務負担行為補正の、町営住宅等長寿寿命化工事につきまして、2億510万円の追加をお願いしているところでございますが、令和4年12月12日を期限として実施設計を業務委託し発注しており、同日、成果報告がございました。現在、上程させていただいている限度額につきましては、実施設計中でありましたことから概算額にて上程させていただいており、工事費で2億円、工事管理費で510万円で設定しているところでございますが、12月12日の実施設計成果報告にて、工事費の積算額が2億2,000万円との報告で、当初の概算額から2,000万円の増額となっております。

また、本工事の入札手続を令和5年1月に予定していることから、再度積算額を見直すこととなりますので、若干の上り幅を持たせていただき、3,000万円を増額し、工事費を2億3,000万円とさせていただきます、工事管理費と合わせまして2億3,510万円と訂正させていただきたく、お願いするものでございます。

上程内容の変更となり、大変申し訳ございませんが、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

松原議員。

○6番（松原 臣君） これについては私、委員会でも質問して心配していたところで

す。それで、次の日か次の日にこの金額が判明したと。今、副町長のあれでは心配なのでもう1,000万ということなのですから、できれば業者、この定例議会に規定する際、きちんと決まった金額をある程度予想というか、向こうから情報を得て出ているのしょうけれども、きちんとこれでやりますよということで上程していただかないと、ころ

ころ変わるのでは、本当に何ぼかかるのかなと心配があるのです。財政厳しい厳しいと言っている中で、ぜひこの点考慮して今後、定例議会に提出していただきたいと思えます。

私からは以上です。

○議長（佐藤 晶君） ほかにありませんか。

副町長。

○副町長（川端達也君） 松原議員からは常任委員会のおきも御指摘がございまして、結果的に実施設計が上程後ということになって、このような形になりましたけれども、今後、積算するときにはできるだけ正確な金額に努めたいと思えますけれども、ただ、現下の状況を見ますと、あまりにも物価高騰が続いておりますので、今後はこういうことは、できるだけ精査はしますけれども、再度またこういうことがありましたら、またこういう形をお願いすることもあり得ますことは付け加えてお願いしたいと思えます。

どうぞよろしくお願ひします。

○議長（佐藤 晶君） 松原議員。

○6番（松原 臣君） それは理解できるのです。でも、定例議会に提示してから何日もしないでこの金額が出てきたということで、前もってその金額が出した上でまた足りないというのであれば、委託しているところから正確な数字が出た上で足りないというのであれば理解できますけれども、途中で予想して出した経緯、私はそういう、目下はそれぐらいでできるだろうということで恐らく予算を出したのだろうと思えますけれども、きちんと業者と最終的に打合せした上で定例会に提出していただいて。副町長の言うことは今、2か月、3か月で物価上がりますから、それは私も事業やっけていろいろ物作っているとそういうことも聞いておりますので、ぜひその点できるだけこういうことがないように精査して、今後も努力していただきたいと思えます。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第59号令和4年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算の訂正について、許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第9 議案第59号令和4年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算の訂正については、許可することに決定いたしました。

---

◎日程第10 議案第59号 令和4年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第10 議案第59号令和4年度目梨郡羅臼町一般会計補正を審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、議案第59号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第59号令和4年度目梨郡羅臼町一般会計補正は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第10 議案第59号令和4年度目梨郡羅臼町一般会計補正は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第11 議案第60号 令和4年度目梨郡羅臼町国民健康保険  
事業特別会計補正予算

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第11 議案第60号令和4年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算を審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、議案第60号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第60号令和4年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第11 議案第60号令和4年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第12 議案第61号 令和4年度目梨郡羅臼町介護保険事業  
特別会計補正予算

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第12 議案第61号令和4年度目梨郡羅臼町介護保険事業

特別会計補正予算を審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで質疑を終わります。

これから、議案第61号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第61号令和4年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、日程第12 議案第61号令和4年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第13 議案第62号 令和4年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療  
事業特別会計補正予算

---

○議長(佐藤 晶君) 日程第13 議案第62号令和4年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算を審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで質疑を終わります。

これから、議案第62号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第62号令和4年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、日程第13 議案第62号令和4年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第14 議案第63号 令和4年度目梨郡羅臼町国民健康保険診  
療所事業特別会計補正予算

---

○議長(佐藤 晶君) 日程第14 議案第63号令和4年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算を審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで質疑を終わります。

これから、議案第63号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第63号令和4年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、日程第14 議案第63号令和4年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算は、原案のとおり決定されました。

---

◎日程第15 議案第64号 令和4年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算

---

○議長(佐藤 晶君) 日程第15 議案第64号令和4年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算を審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで質疑を終わります。

これから、議案第64号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第64号令和4年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、日程第15 議案第64号令和4年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第16 議案第65号 羅臼町議会議員及び羅臼町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について

---

○議長(佐藤 晶君) 日程第16 議案第65号羅臼町議会議員及び羅臼町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、議案第65号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第65号羅臼町議会議員及び羅臼町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第16 議案第65号羅臼町議会議員及び羅臼町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第17 議案第66号 羅臼町個人情報の保護に関する法律施行  
条例制定について

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第17 議案第66号羅臼町個人情報の保護に関する法律施行条例制定について審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、議案第66号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第66号羅臼町個人情報の保護に関する法律施行条例制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第17 議案第66号羅臼町個人情報の保護に関する法律施行条例制定については、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第18 議案第67号 羅臼町情報公開・個人情報保護審査会  
条例制定について

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第18 議案第67号羅臼町情報公開・個人情報保護審査会条例制定についての審議をいたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、議案第67号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第67号羅臼町情報公開・個人情報保護審査会条例制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第18 議案第67号羅臼町情報公開・個人情報保護審査会条例制定については、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第19 議案第68号 羅臼町情報公開条例の一部を改正する  
条例制定について

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第19 議案第68号 羅臼町情報公開条例の一部を改正する条例制定について審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。質疑ありませんか。

坂本志郎君。

○5番（坂本志郎君） 個人情報保護の関係について、条例制定、議案66号と67号、68号と、三つ出ているのですが、全て関連しております。議案66号、67号、賛成をいたしました。議案68号の羅臼町の情報公開条例の一部を改正する条例について、一、二点ちょっと理解を深めたいと思いますので、質問させていただきます。

この個人情報保護の条例改正といいますか、国で変えるということになりましたから、自動的に各自治体はこれに沿う形で変えなければいけないということになっていきますから、この議会で私が反対したからといって変わるものではないと思いますが、実は内容について、十分議論をされていると思っていないのです。こういうふうになりました、参照してくださいで終わっているわけでしょう。この個人情報の保護というのは、あまり普段意識しないのですが、憲法で保障されている基本的人権の問題なのです。これがどう変わったのか、特に羅臼町の個人情報保護条例と、今回新しく国が決めたもので訂正したものが、具体的にどこがどう違うのかということについて、やはり理解をする必要があるなと考えておまして、質問をさせていただきました。

具体的にお話したいと思うのですが、参考資料の15ページに、国が決めた条例改正に基づいて、羅臼町がもともと持っている情報公開条例の一部を改正すると、こういうことになっているわけです。それで、この次のページ、次のページ、見てみたのですが、16ページの羅臼町の個人情報保護条例で、第7条、実施機関の公開義務というのがあるのですが、第7条3行目から4行目に、次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、当該調整情報を公開しなければならない。下に（1）（2）とあるのですが、

要するにこの（１）で書かれているものは駄目ですよと、こういうことなのです。それから（２）も同じなのです。要するに、個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産取得等に関する情報、あるいは事業を営む個人の当該事業に関する情報は駄目ですよと、それ以外は公開できますよと、こういう意味ですね、ここは。その改正がどうなっているかという、今言った７条（１）の真横に（１）があるのですが、法令または条例（以下、法令等という）の規定により公にすることができないと認められている情報。公にしてはいけないという情報は駄目だよと書いてある。ところが、改正後（２）の９行に、ただし次に掲げる情報を除くと書いてある。ア、法令等の規定により、または慣行として公にされ、または公にすることが予定されている情報。イ、人の生命、健康、生活または財産を保護するため公にすることが必要であると認められる情報。これで、羅臼町の公開条例で駄目だったというものが、国が必要だと思うから全部オーケーだと理解できるのですが、この辺についての見解をお示してください。

○議長（佐藤 晶君） 総務課長。

○総務課長（本見泰敬君） ただいまの坂本議員の御質問に対してお答えをしたいと思います。あくまでも法律で定められたものを羅臼町情報公開条例の一部改正において今回、改正をさせていただきましたが、全て何にでもこの情報公開できるものと、私どもとしては捉えてはおりません。その情報公開条例の請求に基づいて、その都度判断されるべきものと考えておりますので、やはりもともと改正前に定めておりました非公開情報、これについて審査会等で検討しながら情報公開すべきものと考えております。

○議長（佐藤 晶君） 坂本志郎君。

○５番（坂本志郎君） そういう答えが自然だと思うのだけれども、實際上、このデジタル社会をつくる上で、一番大事なものはマイナンバーカードなのです、簡単に言うと。全部つながっているのです。マイナンバーカードであめとむちでやっていますけれども、あめは２万円のポイントです。２万円もらうためには銀行口座くっつけないででしょう。財産を把握するというのが目的なのだよ。むちは一定の％いかなかったら自治体に補助金だか何だか分からないけれども、差をつけますよと。あめとむちですよ。相当これ強制的なのです。

今、総務課長おっしゃったけれども、私は個人情報保護の中身なのですが、羅臼町の保護条例から比べると、その個人情報の範囲が物すごく狭められていると思います。

次のページ、１８ページなのですが、（４）のところもそうなのです。いろいろ縛りをかけてますよと言いながら、（４）ただしです。人の生命、健康、生活または財産を保護するために公にすることが必要であると認められている情報は除かれているのです。羅臼町の条例はこれ全部アウトですよ、今まで。こんなことできなかった。ところが、今回できるようになってしまった。

私は、この辺をやはりきちんと理解した上で、この説明についても、ぜひ次の機会に結

構ですから、その辺のところもやはり詰めた議論を、提案をしていただければ、我々も理解しやすいなど。ただし冒頭お話したように、国で決めた条例に沿って変更せざるを得ないわけですから、これについて私はそういう意見を述べた上で判断をいたします。

終わります。

○議長（佐藤 晶君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、議案第68号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第68号羅臼町情報公開条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第19 議案第68号羅臼町情報公開条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第20 議案第71号 羅臼町企業版ふるさと納税基金条例制定  
について

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第20 議案第71号羅臼町企業版ふるさと納税基金条例制定について審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、議案第71号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第71号羅臼町企業版ふるさと納税基金条例制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第20 議案第71号羅臼町企業版ふるさと納税基金条例制定については、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第21 発議第4号 羅臼町議会の個人情報の保護に関する条例  
制定について

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第 2 1 発議第 4 号 羅臼町議会の個人情報の保護に関する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

加藤勉君。

○1 番（加藤 勉君） 発議第 4 号羅臼町議会の個人情報の保護に関する条例制定について。

上記の議案を地方自治法第 1 1 2 条及び会議規則第 1 3 条の規定により別紙のとおり提出する。

令和 4 年 1 2 月 1 4 日提出。羅臼町議会議長、佐藤晶殿。

提出者、羅臼町議会議員、加藤勉。賛成者、羅臼町議会議員、田中良、同じく鹿又政義。以上でございます。

羅臼町議会の個人情報の保護に関する条例の条文とその概要につきましては、お手元に配付されておりますので、それを踏まえ、まず、条例の条文構成について説明いたします。

お手元の条例、第 1 ページ目の目次を御覧ください。

第 1 章、総則。第 1 条から第 3 条まで。

第 2 章、個人情報等の取扱い。第 4 条から第 1 6 条まで。

第 3 章、個人情報ファイル。第 1 7 条。

第 4 章、開示、訂正及び利用停止。

第 1 節、開示。第 1 8 条から第 3 0 条まで。

第 2 節、訂正。第 3 1 条から第 3 7 条まで。

第 3 節、利用停止。第 3 8 条から第 4 3 条まで。

第 4 節、審査請求。第 4 4 条から第 4 6 条まで。

第 5 章、雑則。第 4 7 条から第 5 2 条。

第 6 章、罰則。第 5 3 条から 5 7 条までの第 1 節、第 1 条、目的から、第 6 章、罰則規定に至るまでの 6 章 5 7 条と附則から成る条文であります。

本条例の提案に至るまでの経過及びその目的について、説明させていただきます。別紙、概要の 1 ページ目を御覧ください。

1、条例制定の背景についてであります。

社会全体のデジタル化に対応した個人情報保護制度の全国的な共通ルールを定めるため、個人情報の保護に関する法律が改正され、従前、国と民間、地方公共団体などで分かっていた当該制度が一元化されました。地方公共団体においても、新たな個人情報保護法が適用されることになりました。

一方、地方公共団体の議会については、当該新個人情報保護法の適用除外となるため、同法及び町が新たに制定する羅臼町個人情報の保護に関する法律施行条例との整合性を図りつつ、町議会として新たに本条例を制定するものであります。

続いて、条例の概要についてであります。

第1章、総則。

(1) 目的。

第1条を御覧ください。

この条例は、羅臼町議会における個人情報の適切な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利、利益を保護することを目的に本条例を提出するものであります。

なお、本条例の施行期日につきましては、令和5年4月1日から施行するものであります。

以上、議員各位におかれましては提案の趣旨を御理解いただき、満場一致をもって御賛同賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

以上でございます。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりました。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、発議第4号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

発議第4号羅臼町議会の個人情報の保護に関する条例制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第21 発議第4号羅臼町議会の個人情報の保護に関する条例制定については、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第22 発議第5号 朝鮮民主主義人民共和国のミサイル発射に  
抗議する決議

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第22 発議第5号朝鮮民主主義人民共和国のミサイル発射に抗議する決議について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

坂本志郎君。

○5番（坂本志郎君） 発議第5号朝鮮民主主義人民共和国のミサイル発射に抗議する決議。

上記の議案を会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出する。

令和4年12月14日提出。羅臼町議会議長、佐藤晶殿。

提出者、羅臼町議会議員、坂本志郎。賛成者、羅臼町議会議員、田中良、同じく高島譲二、同じく加藤勉。

朝鮮民主主義人民共和国のミサイル発射に抗議する決議。

日本時間の11月18日、午前10時14分頃、朝鮮民主主義人民共和国（以下、「北朝鮮」という）が平壤近郊から発射した弾道ミサイルは、最高高度6,000キロメートル程度に達し、約69分間、1,000キロメートル程度飛翔した後、本道の渡島大島の西方約200キロメートルの我が国の排他的経済水域内に落下したものと推定されている。

今年に入り、北朝鮮は、かつてない頻度で弾道ミサイル等を発射し、本年3月には渡島半島の西方約150キロメートルに落下、そして、10月、11月と立て続けに本道や新潟県などにおいてJアラートが作動する事態となったが、これらはミサイルのみならず、多数の落下物や有害物質が広範囲にわたって飛散する恐れもあり、国民の生命や周辺を航行する航空機・船舶の安全に脅威となる暴挙を幾度となく繰り返してきた。

特に、11月18日にミサイルが落下した本道の渡島大島周辺は、多くの漁船が操業する海域であり、アキサケ漁やスルメイカ漁等が最盛期を迎えている中、漁業者の安全が深刻かつ重大な脅威にさらされたことについて、大きな憤りを禁じ得ない。

我が国をはじめ国際社会は、北朝鮮に対して、関連の国連安保保障理事会決議の完全な遵守を求めるとともに、度重なる核実験や弾道ミサイルの発射等の挑発行為を非難し、核・弾道ミサイル開発の放棄を繰り返し要求してきた。

しかし、こうした国際社会の懸念を無視して、北朝鮮は弾道ミサイル等の発射を頻発化されており、一連の行為は、関連する国連安全保障理事会決議に違反する行為であるばかりか、我が国のみならず、東アジア地域、さらには国際社会全体の平和と安全を脅かす、極めて深刻かつ重大な脅威であり、断じて容認することはできない。

このたびの暴挙に、改めて厳重に抗議するとともに、国際社会の平和と安定を脅かす挑発行為の即時中止と、核実験はもとより、今後一切の核兵器開発と安全・安心を脅かす弾道ミサイル計画の放棄を強く求めるものである。

以上、決議する。

令和4年12月14日。羅臼町議会。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりました。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、発議第5号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

発議第5号朝鮮民主主義人民共和国のミサイル発射に抗議する決議について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第22 発議第5号朝鮮民主主義人民共和国のミサイル発射に抗議する決議については、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第23 各委員会閉会中の所管事務調査の件

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第23 各委員会閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

お諮りします。

各委員長から、委員会においての調査について、会議規則第71条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の所管事務調査の通知が議長に提出されておりますので、承認したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの提出された閉会中の所管事務調査の件は、承認することに決定いたしました。

これで、本日の日程は全部終了いたしました。

---

◎町長挨拶

---

○議長（佐藤 晶君） ここで、町長より年末の御挨拶があります。

町長。

○町長（湊屋 稔君） ただいま、議長よりお許しをいただきましたので、令和4年最後の定例会に際し、年末の挨拶をさせていただきますと思います。

まずは、町民の皆様、そして議員各位に対しまして、今年1年、町政への御理解、御協力に心から感謝を申し上げます。

また、先ほど定例会に上程をさせていただきました議案につきまして御承認、また、可決をいただきました。誠にありがとうございました。

令和4年を振り返ってみますと、やはり、約3年間も続いている新型コロナウイルス感染症への対応でありました。この3年間でワクチン接種ができるようになるなど、対応も変わってはきましたが、新型コロナウイルス感染症の猛威はいまだに収まっておりません。これまでの間、議員皆様、そして町民の皆様の冷静な対応と、コロナ対策への御理解と御協力に感謝を申し上げ、まだまだ続くこの対応について、さらなる御理解を求めるところでございます。

今年は、何と言っても4月23日に起きた知床遊覧船カズワンの事故が昨日のように思い出されます。この事故によって多くの犠牲者が発生し、いまだに6名の方が見つかって

おりません。犠牲になられた方々や御家族に心からのお悔やみと、行方不明の方の1日も早い発見を願うばかりであります。事故発生からこれまで、様々な方々が捜索に当たっていただきました。そのような方々の御苦労に対しましても敬意を表したいと思っております。当町へのこの事故による影響は、観光業を中心に、計り知れない大きなものとなりました。令和5年は観光産業の復活、躍進のため、一丸となって努力をしまいたいと思っております。

さて、ここ数年、減少傾向にあった漁業については、少し持ち直したとはいえ、環境の変化や魚種変更などを考えるとき、さらなる資源の枯渇が進み、危機的状況になるのではないかという心配は常に絶えません。今後も基幹産業である漁業、水産業を持続可能なものにすべく、漁協や生産者、買受人や加工業者だけではなく、羅臼町全体で問題を共有し、取り組んでいかなければなりません。そのような体制を構築しながら、来る令和5年の浜は、大漁で活気づくことを願っております。

知床羅臼診療所につきましては、社会医療法人孝仁会様と、さらなる5年間の指定管理の契約をさせていただきました。知床羅臼診療所の木島所長をはじめ診療所の皆様には、羅臼町民の命と健康をお支えいただいていることに、この場をお借りして感謝を申し上げます。

世界情勢に目を向けますと、ロシアのウクライナ侵攻によってもたらされた、燃油や、それに関連する物価上昇や物資の不足など、また、円安による経済への影響など、令和4年は混乱状態でありました。昨日発表されました今年の漢字は、戦、戦う、戦争の戦でありました。隣国の不穏な動きなどにおびえることのない、争いのない平和な社会を目指すことを心から望みます。

議員皆様には、今年3月の第1回定例議会から、本日、第4回の定例議会まで、多くの一般質問を頂戴し、答弁をさせていただきました。私の答弁で至らない点もあったと思いますが、議員皆様の温かい対応でお許しいただいたこともありました。

いずれにいたしましても、議員皆様の御協力により、こうして年末、新年を迎えることができそうです。今年も町政運営に格別なる御理解をいただきましたことに感謝し、来る新しい年もより一層の御指導を賜りますようお願いを申し上げます。

年末を迎え、心より思うことは、来年は雪が少なく、吹雪かず、災害に見舞われることのない年でありますように、また、大漁で活気ある浜であること、そして何より新型コロナウイルス感染症が収まり、安心して生活や経済活動ができる環境に戻り、平穏で平和な毎日を願うばかりであります。

令和5年の干支はうさぎでありますので、大きくジャンプし、町民一人一人に幸せを運び、羅臼町にとって飛躍の年になりますことを祈念して、年末の挨拶とさせていただきます。

議員の皆様、町民の皆様、よいお年をお迎えください。

ありがとうございました。

---

◎閉会宣告

---

○議長（佐藤 晶君） 以上をもちまして、会議を閉じます。

令和4年第4回羅臼町議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時00分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員